

指定居宅介護支援に係る留意事項

6 訪問介護における院内介助の取扱いについて

6 訪問介護における院内介助の取扱いについて

概要

訪問介護における院内介助については、「基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる（ただし、「通院等のための乗車又は降車が中心である場合」の院内介助については、「通院のための乗車又は降車の介助」として包括して評価されます。）」とされ、また「院内介助が認められる場合については各保険者の判断」とされています（平成22年4月28日厚生労働省老健局振興課通知）。

本組合の取扱い

1 訪問介護における院内介助の取扱い

院内介助は、原則として、医療機関のスタッフで対応すべきものですが、適切なケアマネジメントを通じて、具体的な院内介助の必要性が確認されている場合には例外的に算定を可能としています。

2 具体的な院内介助の必要性の確認

(1) 院内介助が必要な心身の状態であること

- 【例】
- ・ 院内の移動に介助が必要な状態
 - ・ 認知症その他のため、見守りが必要な状態
 - ・ 排せつ介助を必要とする状態 等

- (2) 受診先の医療機関に、当該利用者への院内介助が当該医療機関において対応可能であるか否かを照会し、当該医療機関が対応出来ないことを確認
- (3) 「院内介助が必要な心身の状態であること」「当該医療機関が院内介助に対応出来ないことを確認したこと」を勘案したうえで居宅サービス計画の原案を作成し、サービス担当者会議で検討した結果、利用者の状態及び受診先の医療機関の状況等から院内介助が必要であると判断

3 算定にあたっての留意事項

2 (1) ～ (3) の内容について、アセスメントの記録、支援経過の記録及びサービス担当者会議の記録に明記すること。